

団体競技選手発掘・育成事業 障害者スポーツ体験教室 開催要項

- 1 目的 / 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀大会において、団体競技の全競技種目出場を目指すため、障害者に団体競技をする機会を提供することで競技の普及、選手の発掘を図るとともに、スポーツ活動に関する専門的な助言を行うことで、障害者スポーツの競技水準の向上を図り、チームの結成につなげる。
- 2 主催 / 佐賀県、佐賀県競技力向上推進本部
- 3 競技主管 / 一般社団法人佐賀県サッカー協会、一般社団法人佐賀県バスケットボール協会、一般社団法人佐賀県ソフトボール連盟、佐賀県バレーボール協会、ハガクレデンジャーズ、一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会、佐賀県障害者スポーツ指導者協議会
- 4 日時・会場 / 別紙参照（サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、フットベースボール、車椅子バスケットボールを年3回程度実施予定）
開催決定競技については、その都度公開することとする。
- 5 競技種目及び参加対象者
サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、フットベースボール
佐賀県内に在住、在勤または在学で、運動に対し健康上問題のない10歳以上の**知的障害者**
13歳未満の方は、介添をされる方と一緒に御参加ください(別添参加申込書に記載欄があります)。
バレーボール
佐賀県内に在住、在勤または在学で、運動に対し健康上問題のない10歳以上の**聴覚障害者**
13歳未満の方は、介添をされる方と一緒に御参加ください(別添参加申込書に記載欄があります)。
車椅子バスケットボール
佐賀県内に在住、在勤または在学で、運動に対し健康上問題のない10歳以上の**身体障害者(車椅子)**
13歳未満の方は、介添をされる方と一緒に御参加ください(別添参加申込書に記載欄があります)。
- 6 募集者数 / 30名(1競技当たりの上限とする)
- 7 参加料 / 無料
飲み物、タオル、食事その他必要なものは各自で用意してください。
競技体験に必要な用具については、主催者側でも準備しますが、御自身で競技用の用具をお持ちの方は御持参ください。
- 8 実施内容 / ストレッチなどの軽運動
各種競技の体験
簡易ゲーム
当日、急きょ内容が変更になることもあります。
- 9 参加申込み
(1) 申込期限 / 参加を希望される教室開催日の7日前までに、別添参加申込書により、申し込んでください。
各教室すべて事前申込みが必要です。

(2) 申込方法 / 別添参加申込書に、必要事項を記入して郵送、ファクス又はメールにより申し込んでください。なお、電話による申込みも受け付けます。

参加申込書については、「佐賀県スポーツ課ホームページ」にてダウンロード可能です。

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368614/index.html>)

(3) 申込み及び問合せ先 / 佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号

佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課内

佐賀県競技力向上推進本部事務局

TEL : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 3 4

FAX : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 7 5

Email : sports@pref.saga.lg.jp

(4) 健康管理 / 教室には自己の責任、また 1 8 歳未満 (開催年度 4 月 1 日現在) の方は保護者の責任において、健康と安全に問題のないことを確認の上、お申込みください。

服装やシューズは、障害による安全を確保する場合を除き、競技体験に適したものを着用してください。

参加に当たって、介添が必要な場合は、介添をされる方と一緒に御参加ください(別添参加申込書に記載欄が有ります)。

参加に当たっては、体調管理(各自で水分補給を行い熱中症予防等)に十分御留意ください。

申込みは、上記の事項を申込者及び保護者が承諾したものと受け付けます。

(5) 傷害保険の加入 / 主催者において、参加者を被保険者とした普通傷害保険(レクリエーション保険)に加入します。

補償内容は、死亡・後遺障害 135 万円、入院日額 1,500 円、通院日額 500 円としています。これ以上の保証を望まれる場合には、教室参加者個人で別途保険に加入されるようお願いいたします。

(6) そ の 他 / 申込みは、主催者が許可した報道機関等の撮影並びに放映、ホームページへの写真掲載等の取扱いに協力いただけたものとして受け付けます。

取得した個人情報、参加資格の可否及び本教室運営に必要と認められる目的以外に利用もしくは第三者への開示、提供は行いません。日程及び会場を変更することがありますので、ホームページ等で御確認ください。

天候、災害等により開催場所の変更や中止となることもありますので、御了承ください。

(附 則)

平成 2 9 年 8 月 2 日 制定

(附 則)

平成 3 0 年 1 月 1 5 日 改正

(附 則)

平成 3 0 年 4 月 1 日 改正

(附 則)

令和元年 8 月 1 日 改正

(附 則)

令和 2 年 4 月 1 日 改正